

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

規 則

- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（七二・生活衛生課）
- 水道法施行細則の一部を改正する規則（七三・生活衛生課）
- 化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（七四・生活衛生課）
- 水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（七五・水産漁港課）
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則（七六・建築住宅課）

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十二号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和三十一年秋田県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及びクリーニング業法施行規則」を、「クリーニング業法施行規則」に改め、「規則」という。）の下に「及びクリーニング業法施行条例（平成十四年秋田県条例第七十六号）」を加える。

第一条を削り、第三条を第一条とし、第四条から第七条までを一かすじ繰り上げる。

様式第一号中「様式第一号 確認済証」を「様式第一号 確認済証（第 3 条関係）」に改める。

「様式第二号 クリーニング所開設届出書（第 6 条関係）」

様式第一号中

「様式第二号 クリーニング所開設届出書（第 5 条関係）」

を

（ A 4 判 ）
に改める。

「様式第三号 クリーニング所開設届出事項変更（廃止）届出書（第 6 条関係）」

様式第三号中

「様式第三号 クリーニング所開設届出事項変更（廃止）届出書（第 6 条関係）」

を

出書（第 5 条関係）
（ A 4 判 ）
に改める。

「様式第四号 クリーニング所開設届出書の添付書（第 6 条関係）」

様式第四号中

「様式第四号 クリーニング所開設届出書の添付書（第 5 条関係）」

を

（ A 4 判 ）
に改める。

「様式第五号（一） 営業者地位承継届出書」

様式第五号（一）中

「様式第5号(1) 営業者地位承継届出書(第5条関係)

を

(A4判) ㊦㊧㊨

「様式第5号(2) 営業者地位承継届出書

様式第5号(2)中

「様式第5号(2) 営業者地位承継届出書(第5条関係)

を

(A4判) ㊦㊧㊨

「様式第6号 営業者地位承継同意書

様式第6号中

「様式第6号 営業者地位承継同意書(第5条関係)

を

(A4判) ㊦㊧㊨

「様式第7号 クリーニング師試験受験願書(第6条関係)

様式第7号中

「様式第7号 クリーニング師試験受験願書(第5条関係)

を

(A4判) ㊦㊧㊨

「様式第8号 クリーニング師免許申請書(第6条関係)

様式第8号中

「様式第8号 クリーニング師免許申請書(第5条関係)

を

(A4判) ㊦㊧㊨

「様式第9号 クリーニング師免許証再交付申請書(第6条関係)

様式第9号中

「様式第9号 クリーニング師免許証再交付申請書(第5条

を

関係)
(A4判) ㊦㊧㊨

「様式第10号 クリーニング師免許証訂正申請書(第6条関係)

様式第10号中

「様式第10号 クリーニング師免許証訂正申請書(第5条関

を

係)

(A4判)

に改める。

「様式第11号 クリーニング師免許証返納書(第6条関係)」

様式第十一号中

「様式第11号 クリーニング師免許証返納書(第5条関係)」

を

係)

(A4判)

に改める。

「様式第12号 クリーニング師登録抹消申請書(第6条関係)」

様式第十一号中

「様式第12号 クリーニング師登録抹消申請書(第5条関係)」

を

係)

(A4判)

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

(衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部改正)

2 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。
別表第四十二号(中)「第四条」を「第三条」に改める。

水道法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十三号

水道法施行細則の一部を改正する規則

水道法施行細則(昭和三十五年秋田県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第十一条」を「第十一条第一項」に、「または」を「又は」に改める。

第九条中「第十四条第三項」を「第十四条第六項」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(受託水道業務技術管理者の設置届等)

第十二条の二 前三条の規定は、水道管理業務受託者による受託水道業務技術管理者の設置又は変更並びに水質検査及び健康診断の実施について準用する。この場合において、これらの規定中「水道事業者または専用水道設置者」とあるのは、「水道管理業務受託者」と、「法第十九条第一項」とあるのは、「法第二十四条の第三第三項」と、「水道技術管理者」とあるのは「受託水道業務技術管理者」と、「法第二十条第一項」及び「法第二十一条第一項」とあるのは「法第二十四条の第三第六項」と読み替えるものとする。

第十八条の表中第三十号を第三十三号とし、第二十二号から第二十九号までを三号ずつ繰り下げ、同表第二十一号中「第十二条」の下に、「(規則第十二条の二において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同表第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>第二十四 法第二十四条の第三第一項(法第三十四条第一項において準用する場合を含む。)</p>	<p>業務委託(委託契約失効)届</p>	<p>様式第二十号の二</p>
---	----------------------	-----------------

第十八条の表第二十号中「第十一条」の下に、「(規則第十二条の二において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同表第二十二号とし、同表中第十九号を削り、第十八号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>二十一 規則第十条第一項(規則第十二条の二において準用する場合を含む)</p>	<p>水道技術管理者設置(変更)届</p>	<p>様式第十八号</p>
--	-----------------------	---------------

む。	理者設置(変更)届	様式第十八号の二
----	-----------	----------

第十八条の表第十七号中「第十四条第三項」を「第十四条第六項」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第十六号中「第十四条第二項」を「第十四条第五項」に改め、同号を同表第十八号とし、同表中第十五号を第十七号とし、第十二号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第十一号を第十二号とし、同号の次に次に一号を加える。

十三	法第十一条第二項	水道事業廃止届	様式第十号の二
----	----------	---------	---------

第十八条の表第十号中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同号を同表第十号とし、同表第九号の次に次の一号を加える。

十	法第十条第三項	水道事業経営変更届	様式第八号
---	---------	-----------	-------

様式第八号を次のように改める。

様式第8号 水道事業経営変更届

(A4判)

(記号及び番号)
年 月 日

秋田県知事 様

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

水道事業経営の変更について(届出)

水道事業の を変更するので、水道法第10条第3項の規定により届け出ます。

- 1 変更後の給水区域、給水人口及び給水量
- 2 変更後の事業の概要
 - (1) 水道施設の概要
 - (2) 給水開始の予定年月日
 - (3) 給水人口及び給水量の算出根拠
 - (4) 経常収支の概算
 - (5) 料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件
 - (6) 配水管における最大静水圧及び最小動水圧
 - (7) 工事の着手及び完了の予定年月日
 - (8) 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図
 - (9) 水道施設の位置を明らかにする地図
- 3 水道事業の譲受けの年月日
- 4 水道事業の譲受けの相手方の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

備考 水道法第10条第1項第1号に該当する場合は2(4)、3及び4の記載、同項第2号に該当する場合は2(2)、(6)及び7の記載は不要です。

様式第九号及び様式第十号中「~~〃~~」を「~~〃~~」に改め、様式第十号の次に次の様式を加える。

様式第10号の2 水道事業廃止届

(A4判)

	(記号及び番号) 年 月 日
秋田県知事 様	
届出者	住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)
水道事業の廃止について(届出)	
水道事業について、その事業の全部を譲り渡すことにより廃止するので、水道法第11条第2項の規定により届け出ます。	
1 廃止年月日	
2 譲渡の相手方の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
3 譲渡の理由	

様式第十五号中「第14条第2項」を「第14条第5項」に改める。
 様式第十六号及び様式第十七号中「第14条第3項」を「第14条第6項」に改める。
 様式第十八号中「技術管理者」を「水道技術管理者又は受託水道業務技術管理
 者」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第18号の2 受託水道業務技術管理者設置（変更）届

(A4判)

	(記号及び番号) 年 月 日
秋田県知事 様	
届出者	住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)
受託水道業務技術管理者の設置（変更）について（届出）	
水道事業（専用水道）の受託水道業務技術管理者を次のとおり設置（変更）したので、水道法施行細則第12条の2において準用する同規則第10条第1項の規定により届け出ます。	
1 受託水道技術管理者設置（変更）年月日	
2 給水開始年月日	
3 受託水道業務技術管理者の住所及び氏名	
4 受託水道業務技術管理者の最終学歴及び技術上の実務経験年数（水道法第24条の3第5項の資格を証する履歴書を添付してください。）	
5 兼務して水道技術管理者又は受託水道業務技術管理者になっている水道事業名及び専用水道名	
6 変更理由	

様式第十九号中「第1条」の次に「(第12条の2において準用する同規則第1条)」を加える。
 様式第二十号中「第2条」の次に「(第12条の2において準用する同規則第12条)」を加え、同様式の次に次の様式を加える。

様式第20号の2 業務委託(委託契約失効)届

(A4判)

	(記号及び番号) 年 月 日
秋田県知事 様	
届出者	住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)
業務の委託(委託契約の失効)について(届出)	
<p>水道事業について、水道の管理に関する技術上の業務の全部(一部)を委託したので(委託に係る契約が効力を失つたので)、水道法第24条の3第2項(第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項)の規定により届け出ます。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1 水道事業者の氏名又は名称 2 水道管理業務受託者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 3 受託水道業務技術管理者の氏名 4 委託した業務の範囲 5 契約期間 6 契約が効力を失つた理由 	

備考 6は、水道法第24条の3第2項の規定による委託の契約が効力を失つた場合にのみ記載してください。

様式第二十一号別紙及び様式第二十三号別紙中「罾」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。
 - 別表第五十五号(一)中、「第七条、第八条、第十条第一項及び第十一条」を「から第八条までの規定、第十条第一項、第十一条及び第十二条(これらの規定を第十二条の二において準用する場合を含む。)」の規定並びに第十三条」に改める。

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十四号

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

化製場等に関する法律施行細則(昭和五十九年秋田県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

- 第三条を削り、第四条を第三条とする。
- 第五条第一項中「第九条」を「第十一条」に改め、同条を第四条とする。
- 第六条中「第九条の」を「第十一条の」に改め、同条を第五条とする。
- 第七条の表中「条例第九条」を「条例第十一条」に、「第五条」を「第四条」に、「第六条」を「第五条」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。
- 様式第一号から様式第五号までの規定中「第七條關係」を「第六條關係」に改める。
- 様式第六号及び様式第七号中「第七條關係」を「第六條關係」に、「第五條第一項(第五條第二項)」を「第四條第一項(第四條第二項)」に改める。
- 様式第八号及び様式第九号中「第七條關係」を「第六條關係」に、「第六條」を「第五條」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。
- 2 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第四十九号(一)中「第五条」を「第四条」に改め、同号(二)中「第六条」を「第五条」に改める。

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十五号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「漁業協同組合等の信用事業に関する省令」を「漁業協同組合等の信用事業に関する命令」に改める。
- 第三条中「第十一条の四」を「第十一条の五」に改める。
- 第四条中「第十五条の三第一項」を「第十五条の二第一項」に改める。
- 第七条中「同法」を「法」に、「第八十六条第三項」を「第八十六条第四項」に改める。
- 第八条及び第九条中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。
- 第十二条第二項中「第四十七条の四」を「第四十七条の四第一項」に改める。
- 第十四条中「届出なければ」を「届出なければ」に改め、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 一 法第四十二条第二項(法第九十二条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による理事の解任の請求

様式第一号中「第」を「第」に、「第」に改める。

様式第二号中「第」を「第」に改める。

様式第六号中「第」を「第」に改める。

様式第七号から様式第九号までの規定中「第」を「第」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。
- 2 建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十六号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十七年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「第五十二条第七項、第八項又は第十一項」を「第五十二条第九項、第十項又は第十三項」に改め、同項第三号中「又は法第六十八条の第四第四項」を「法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の二第二項又は法第六十八条の五の四第二項」に改め、同条第三項中「条例」を「基準条例」に改める。

第二十六条中第六号を第十二号とし、第五号を第十一号とし、第四号の次に次の六号を加える。

- 五 法第五十二条第一項第六号の規定による数値を定めた場合
- 六 法第五十二条第二項第二号の規定による区域を指定した場合
- 七 法第五十二条第二項第三号の規定による区域を指定し、及び数値を定めた場合
- 八 法第五十二条第七項の規定による区域を指定し、及び数値を定めた場合
- 九 法第五十三条第一項第六号の規定による数値を定めた場合
- 十 法第五十六条第一項第二号の規定による区域を指定し、及び数値を定めた場合
- 第二十六条に次の一号を加える。
- 十三 法別表第三(に)欄五の項の規定による数値を定め、又は同表の備考三の規定による区域を指定した場合

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

様式第二号の三中「又は隣2箇」を「第2項又は隣6箇」に改める。

発 行 者 秋 田 県
 秋田市山王四丁目一番一号
 購読料金 一月三千五百円

印 刷 所

秋田県印刷所
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubarara@matsubararainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原 繁雄

